

7 経営第3012号
令和8年3月31日

北海道知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

青森県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

岩手県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

宮城県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

秋田県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

山形県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

福島県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

茨城県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

栃木県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

群馬県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

埼玉県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

千葉県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

東京都知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

神奈川県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

山梨県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

長野県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

静岡県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

新潟県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

富山県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

石川県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

福井県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

岐阜県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

愛知県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

三重県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

滋賀県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

京都府知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

大阪府知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

兵庫県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

奈良県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

和歌山県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

鳥取県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

島根県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

岡山県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

広島県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

山口県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

徳島県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

香川県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

愛媛県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

高知県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

福岡県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

佐賀県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

長崎県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

熊本県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

大分県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

宮崎県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

鹿児島県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

7 経営第3012号
令和8年3月31日

沖縄県知事 殿

農林水産省経営局長

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の一部改正について

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第27号）及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 機構による申請及び都道府県知事による認可</p> <p>(1) 機構は、都道府県知事に促進計画の認可の申請をしようとするときは、省令第12条第2項に規定されている添付書類のほか、農業委員会及び市町村又は利害関係人から聴取した意見を記載した書類を提出する必要があります。</p> <p><u>また、3の(2)及び(3)のとおり、農業委員会や市町村が促進計画の内容について確認していることを踏まえて、事務処理負担の軽減の観点から、8の(4)のとおり、添付書類の省略を徹底することが求められます。</u></p> <p><u>なお、機構は、省令第12条第3項各号に基づき不要としている書類を当事者からやむを得ず徴取するときは、その必要性について当事者に丁寧に説明し、理解を得た上で徴取するとともに、徴取する書類は必要最小限にとどめることが求められます。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 留意事項</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 添付書類の省略</p> <p>機構は、促進計画の申請に当たって、省令第12条第2項各号に規定する書類を添付する必要がありますが、<u>次に掲げる場合には</u></p>	<p>第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 機構による申請及び都道府県知事による認可</p> <p>(1) 機構は、都道府県知事に促進計画の認可の申請をしようとするときは、省令第12条第2項に規定されている添付書類のほか、農業委員会及び市町村又は利害関係人から聴取した意見を記載した書類を提出する必要があります。<u>なお、8の(4)のとおり、添付書類を省略することも可能です。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 留意事項</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 添付書類の省略</p> <p>機構は、促進計画の申請に当たって、省令第12条第2項各号に規定する書類を添付する必要がありますが、<u>次の場合には添付書</u></p>

<p>それぞれに定める書類の添付は不要です。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>なお、<u>運用に当たっては、省令第12条第3項の趣旨を踏まえ、不要な書類を添付することがないように次に掲げる事項を徹底してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>③については、新たに農業経営を開始しようとする法人が賃借権の設定等を受けようとする場合等、農業委員会が特に必要と認めた場合以外は、添付書類を省略すること。</u> ・ <u>④については、賃借権の設定等を受ける者が地域計画に位置付けられていることを確認した上で、農業委員会が特に必要と認めた場合以外は、添付書類を省略すること。</u> <p><u>また、添付書類の省略に当たっては、次に掲げる取組等により、機構、都道府県その他の関係機関の事務負担の軽減を図ってください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受け手ごとにチェックリストを作成すること等により省令第12条第3項各号のいずれかに該当する旨の情報を明示することで都道府県がその旨を把握できるようにすること。</u> ・ <u>①については、耕作者、更新時期等をリスト化し、賃借権等の再設定となる案件を容易に確認できるようにすること及び賃借権等の再設定の案件をあらかじめ関係市町村へ通知すること。</u> 	<p><u>類を省略することができます。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>なお、<u>添付書類の省略に当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>①については、耕作者、更新時期等をリスト化し、賃借権等の再設定となる案件を容易に確認できるようにすること、賃借権等の再設定の案件をあらかじめ関係市町村へ通知すること、促進計画の各筆明細の備考欄等を活用して賃借権の再設定である旨等の情報を明示することで都道府県がその旨を把握できるようにすること</u> ・ <u>④については、賃借権の設定等を受ける者が地域計画における農業を担う者に該当するかを確認した上で、農業委員会への意見聴取等において、各要件を備えることとなるかを明示的に照会すること</u> <p><u>等により、機構、都道府県その他の関係機関の事務負担が軽減されるよう適切な運用を図ってください。</u></p>
<p>(参考様式1) (別紙) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等</p> <p>1 農地法その他の農業に関する法令 (1)・(2) (略)</p>	<p>(参考様式1) (別紙) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等</p> <p>1 農地法その他の農業に関する法令 (1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 種苗法（平成10年法律第83号）</p> <table border="1" data-bbox="170 199 1088 339"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 199 900 247">違反の対象</th> <th data-bbox="900 199 1088 247">違反の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 247 900 339">育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）</td> <td data-bbox="900 247 1088 339">有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	違反の対象	違反の有無	育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無	<p>(3) 種苗法（平成10年法律第83号）</p> <table border="1" data-bbox="1142 199 2060 339"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 199 1872 247">違反の対象</th> <th data-bbox="1872 199 2060 247">違反の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 247 1872 339"></td> <td data-bbox="1872 247 2060 339">有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	違反の対象	違反の有無		有・無
違反の対象	違反の有無								
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無								
違反の対象	違反の有無								
	有・無								
<p>(別紙5)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い</p> <p>第2 代位登記の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 代位登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報（電子申請にあっては、申請情報及び次に掲げる添付情報）により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号イ）。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記</p> <p>別紙5様式第2号</p> <p>添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の6の項）。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の謄本又は抄本、その他必要に応</p>	<p>(別紙5)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い</p> <p>第2 代位登記の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 代位登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号イ）。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記</p> <p>別紙5様式第2号</p> <p>添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の6の項）。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の謄本又は抄本、その他必要に応</p>								

じ、遺産分割協議書（印鑑登録証明書添付）等、法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖登記簿謄本等です。

(3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 **別紙5様式第3号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の23の項）。

ア～ウ （略）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人にあっては会社法人等番号等、錯誤にあってはこれを証する情報です。

また、書面により代位登記の申請を行う場合、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があり、電子申請による場合、電子納付により納付することができます。

(4) ・ (5) （略）

3 （略）

4 代位登記の申請の方法

同一の促進計画に基づき数個の不動産について書面により代位登記の申請を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

(1) ・ (2) （略）

(3) 代位登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、電子申請によることも可能です。

5 （略）

じ、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）等、法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖登記簿謄本等です。

(3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 **別紙5様式第3号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の23の項）。

ア～ウ （略）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人にあっては会社法人等番号等、錯誤にあってはこれを証する情報です。

また、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があります。

(4) ・ (5) （略）

3 （略）

4 代位登記の申請の方法

同一の促進計画に基づき数個の不動産について書面により代位登記の申請を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

(1) ・ (2) （略）

(3) 代位登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記申請情報を提供する方法によることも可能です。

5 （略）

第3 所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請

1・2 (略)

3 登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報（電子申請にあっては、申請情報及び次に掲げる添付情報）により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令第7条第1項第1号イ）。

(1) 既登記の所有権の移転の登記 別紙5様式第6号又は別紙5様式第7号

添付情報は以下のとおりです（登記令第6条及び不動産登記令別表の30の項）。

ア・イ (略)

ウ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（機構が登記義務者となる場合を除く。別紙5様式第8号）

エ (略)

また、書面により登記の申請を行う場合、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があり、電子申請による場合、電子納付により納付することができます。

(2) (略)

4 登記の申請の方法

(1)・(2) (略)

(3) その他

登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、電子申請によることも可能です。

第3 所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請

1・2 (略)

3 登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令第7条第1項第1号イ）。

(1) 既登記の所有権の移転の登記 別紙5様式第6号又は別紙5様式第7号

添付情報は以下のとおりです（登記令第6条及び不動産登記令別表の30の項）。

ア・イ (略)

ウ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑証明書添付、機構が登記義務者となる場合を除く。別紙5様式第8号）

エ (略)

また、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要があります。

(2) (略)

4 登記の申請の方法

(1)・(2) (略)

(3) その他

登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記申請情報を提供する方法によることも可能です。

5 (略)

第5 市町村等の協力

1 (略)

2 1の協力を求められた市町村等は、促進計画の同意を得る機会等を活用し、所有権の移転をする者又は所有権の移転を受ける者に対し、必要となる添付情報及びその取得方法について、書面等により説明してください。それぞれが準備すべきと考えられる添付情報は、以下のとおりです。

(1) 所有権の移転をする者（登記義務者）

ア 登記義務者の承諾を証する情報

イ・ウ (略)

(2) (略)

3 (略)

第6 その他

1・2 (略)

3 次に掲げる登記については、機構が申請する場合であっても、登記を受ける者がそれぞれ次に掲げる額の登録免許税を納付しなければならないこととされています

(1)～(5) (略)

この場合において、登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に現金納付する場合は当該納付に係る領収書を機構に提出し、印紙納付を行う場合は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を機構に提出することとなります（登録免許税法第21条及び第22条）。

5 (略)

第5 市町村等の協力

1 (略)

2 1の協力を求められた市町村等は、促進計画の同意を得る機会等を活用し、所有権の移転をする者又は所有権の移転を受ける者に対し、必要となる添付情報及びその取得方法について、書面等により説明してください。それぞれが準備すべきと考えられる添付情報は、以下のとおりです。

(1) 所有権の移転をする者（登記義務者）

ア 登記義務者の承諾を証する情報 (印鑑証明書付き)

イ・ウ (略)

(2) (略)

3 (略)

第6 その他

1・2 (略)

3 次に掲げる登記については、機構が申請する場合であっても、登記を受ける者がそれぞれ次に掲げる額の登録免許税を納付しなければならないこととされています

(1)～(5) (略)

この場合において、登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に納付して当該納付に係る領収書を機構に提出するか、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を機構に提出することとなります（登録免許税法第21条及び第22条）。

4・5 (略)

別紙5様式第2号

(登記令第2条第2号 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記)

登 記 申 請 書

登記の目的 土地の表題部の登記事項に関する変更 (更正)

(略)

(別紙) (略)

別紙5様式第6号

(登記令第4条 既登記の所有権の移転の登記の申請) (機構が登記権利者となる場合)

登 記 申 請 書

(略)

添付書類 ア・イ (略)

ウ 登記義務者の承諾を証する情報

エ・オ (略)

(略)

(別紙) (略)

別紙5様式第8号

(登記令第6条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)

承 諾 書

4・5 (略)

別紙5様式第2号

(登記令第2条第2号 土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記)

登 記 申 請 書

登記の目的 土地の表示に関する登記事項の変更 (更正)

(略)

(別紙) (略)

別紙5様式第6号

(登記令第4条 既登記の所有権の移転の登記の申請) (機構が登記権利者となる場合)

登 記 申 請 書

(略)

添付書類 ア・イ (略)

ウ 登記義務者の承諾を証する情報 (印鑑証明書添付)

エ・オ (略)

(略)

(別紙) (略)

別紙5様式第8号

(登記令第6条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)

承 諾 書

(略)

令和 年 月 日

承諾者 住所 _____
氏名 何某 _____

(略)

(注) 承諾者は、承諾書を書面で提出する場合は承諾者欄に押印の上、
印鑑登録証明書を添付し、電磁的記録により提出する場合は電子署名の上、電子証明書を併せて送信すること。

別紙5様式第9号

(登記令第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の申請)

登記申請書

(略)

添付書類 ア・イ (略)

ウ 表題部所有者の承諾を証する情報

エ (略)

(オ (略))

(略)

(別紙) (略)

(略)

令和 年 月 日

承諾者 住所 _____
氏名 何某 _____ (印)

(略)

(注) 印鑑証明書を添付すること。

別紙5様式第9号

(登記令第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の申請)

登記申請書

(略)

添付書類 ア・イ (略)

ウ 表題部所有者の承諾を証する情報 (印鑑証明書添付)

エ (略)

(オ (略))

(略)

(別紙) (略)

附則 (令和8年3月31日付け7経営第3012号)

この通知は、令和8年4月1日から施行する。